

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和2年5月【第2報】

この「支援制度のお知らせ【第2報】」は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策として4月1日に発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たにお知らせする支援制度等をまとめたものです。

詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。

なお、今後も感染症の影響を注視しながら、新たな支援制度等についても検討を行って参ります。支援制度等の詳細が決まり次第、順次お知らせいたします。



1. 経済・生活面の支援

(1) 給付金・協力金

- 特別定額給付金 p. 2
- 子育て世帯への臨時特別給付金 p. 2
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 p. 2

(2) 税金や保険料等の猶予

- 個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予 p. 3
- 介護保険料の徴収猶予 p. 3
- 水道料金等の支払猶予 p. 3
- 下水道受益者分担金の徴収猶予 p. 3
- 奨学資金の償還猶予 p. 4

2. 国等において実施する支援

p. 4

- 持続化給付金
- 農林漁業者への資金繰り支援 (農林漁業セーフティネット資金)
- 農林業経営サポート資金
- 雇用調整助成金の特例措置
- 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援
- 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業
- 肉用子牛流通円滑化等緊急対策
- 野菜価格安定対策事業
- 高収益作物次期作支援交付金